

毎週月.水.金曜日発行

富 山 県 報

令和2年1月15日

水 曜 日

第 4589 号

目 次

告 示

- 公有水面埋立ての免許 1
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定 2
- 収去飼料の試験結果の公表 3

公 告

- 建設業の営業の停止 6

告 示

富山県告示第7号

公有水面埋立ての免許について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和2年1月15日

魚津港港湾管理者 富山県

代表者 富山県知事 石 井 隆 一

1 出願人

- (1) 名称 富山県
- (2) 代表者の氏名 富山県知事 石井 隆一
- (3) 住所 富山市新総曲輪1番7号

2 埋立区域

(1) 位 置

富山県魚津市大字新住吉町字浜砂山3816番1から同市上口二丁目236番を経て同市上口二丁目155番2に至る間の土地に接する無番地の地先公有水面

(2) 区 域

次の地点を結んだ線及び②の地点と①の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位 (D.L. +0.51m) における公有水面と既設物揚場との境界線により囲まれた区域。

①の地点 魚津南港北灯台 (北緯36度48分28秒35、東経 137度23分26秒46)
から 57度11分50秒306.74mの地点

②の地点 ①の地点から 6度01分27秒 144.00mの地点

(3) 面積

204.53m²

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

富山県魚津市大字新住吉町字浜砂山3816番1から同市上口二丁目236番を経て同市上口二丁目155番2に至る間の土地に接する無番地の地内及び地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊸の地点と㊹の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

㊸の地点 魚津南港北灯台 (北緯36度48分28秒35、東経137度23分26秒46)
から 57度15分30秒292.99mの地点

㊹の地点 ㊸の地点から 6度01分27秒 162.36mの地点

㊺の地点 ㊹の地点から 96度00分03秒 20.00mの地点

㊻の地点 ㊺の地点から186度01分27秒 163.73mの地点

(3) 面積

3,260.99m²

4 埋立地の用途 ふ頭用地

5 免許年月日 令和元年12月27日

富山県告示第8号

電線共同溝を整備すべき道路の指定について

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成7年法律第39号) 第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項

の規定により公示する。

令和2年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類	路線名	区間
県道	富山立山公園線	富山市清水町二丁目7番3から 富山市元町二丁目6番2までの下り線

富山県告示第9号

収去飼料の試験結果の公表について

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第56条第7項の規定により、令和元年11月に検査した収去飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

令和2年1月15日

富山県知事 石 井 隆 一

1 安全性に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び法人 番号	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料添加物の 名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
北信産業(株) 2100001003106 長野県長野市	東部家畜保健衛生 所管内牛飼養農家	牛用混合飼料	セサミ育成フィード	R元. 1 0	かび毒ーアフラトキシンB1、 ゼアラレノン 動物性飼料ー肉骨粉	無
同上	同上	牛用混合飼料	セサミヘルスフィード	R元. 1 1	かび毒ーアフラトキシンB1、 ゼアラレノン 動物性飼料ー肉骨粉	無
沼田製粉(株)飼料工場 9230001009067 富山県小矢部市	同左	ふすま	特撰 ふすま	R元. 1 1	動物性飼料ー肉骨粉	無
同上	同左	ふすま	ブランドフィード DN85	R元. 1 1	動物性飼料ー肉骨粉	無

2 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、 法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の内容
中部飼料(株)知多工場 2180001094757 愛知県知多市	(有) 砺波飼料 (保管倉庫) 砺波市 9230002010395	マル中印 子豚育成用配合飼料 E.co子豚P	R元. 1 1	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、 りん、粗繊維、粗灰分	無
同上	同上	マル中印 肉豚肥育用配合飼料 E.co肉豚P	R元. 1 0	栄養成分等—粗たん白質、粗脂肪、カルシウム、 りん、粗繊維、粗灰分	無

労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第158条第1項の規定に違反したため、令和元年8月2日、高岡簡易裁判所から罰金20万円の略式命令を受け、同月20日、その刑が確定した。

また、同社代表取締役である豊盛光正は、労働安全衛生法第20条1号及び労働安全衛生規則第158条第1項に違反し、並びに刑法（明治40年法律第45号）第211条の罪により、令和元年8月2日、高岡簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受け、同月20日、その刑が確定した。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。
